

前橋市監査委員公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、財務部、会計室の定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年10月12日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	長	岡	敏	夫
同	鈴	木	俊	司
同	近	藤		登

内 監
令和4年10月12日

前 橋 市 長 山 本 龍 様
前 橋 市 議 会 議 長 小 曾 根 英 明 様

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	長 岡 敏 夫
同	鈴 木 俊 司
同	近 藤 登

定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

定期監査結果報告書

1 監査基準

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和2年前橋市監査委員告示第1号）に準拠し実施しました。

2 監査対象部局

財務部

財政課、資産経営課、収納課、市民税課、資産税課
会計室

3 監査期間

令和4年8月24日から同年10月12日まで

4 監査対象

令和4年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理。ただし、必要に応じて令和3年度も対象としました。

5 監査方法

歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長から概要聴取を行い、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施しました。

監査に当たっては、財務に関する事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置くとともに、下記の項目を監査重点項目として定めました。

- (1) 補助金等交付事務について
- (2) 契約事務について
- (3) 財産管理事務について
- (4) 債権管理事務について
- (5) 現金取扱事務について
- (6) 雇用管理事務について
- (7) 管外出張事務について

6 監査結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、一部に改善を要する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各所属長に対して改善等を指導しました。

(1) 財務部財政課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(2) 財務部資産経営課（指摘事項2件）

ア 契約事務について（指摘事項）

(ア) 予定価格について

市庁舎構内等駐車場管理業務において、業務の実施起案では、予定価格を定められないとしていたにもかかわらず、1人1時間当たりの単価については、予定価格を定めていた。また、見積合わせ通知書で見積書に記載するよう指示している1年間の材料費について、予定価格をあらかじめ定められたにもかかわらず、定めていなかった。

予定価格を定めることが原則であることから、契約規則、役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(イ) 契約書の記載事項について

職員研修会館自家用電気工作物保守管理業務の契約書において、契約規則第53条に規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、契約保証金に関する事項の部分が記載されていなかった。

平成28年度の監査指摘事項の改善が不十分な状況であることを再確認するとともに、契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(3) 財務部収納課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(4) 財務部市民税課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(5) 財務部資産税課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(6) 会計室（指摘事項1件）

ア 契約事務について（指摘事項）

(ア) 予定価格について

口座振替等データ伝送用ソフトウェア保守委託業務において、過去の実例価格等から予定価格を定められるにもかかわらず、予定価格を定めていなかった。

契約規則、役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。